

奨学のための給付金制度(早期申請)のお知らせ

奨学のための給付金とは・・・高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金(返還不要)を支給する制度です。

※授業料支援(実質無償化)とは別の制度です。

●給付対象の条件について<<以下(A)~(C)を満たす方>>

(A) 保護者の住所が和歌山県内である。

(B) 令和7年度分保護者全員の住民税所得割額(道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額)が182,500円未満の世帯である。

(B)の確認方法はこちら参照

(C) 生徒本人が①~⑦のいずれかである。

①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等

⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者※ ⑦家族滞在※

※⑥⑦については条件があります。詳細は ホームページ でご確認ください。

また(C)の条件にあてはまらない場合でも、認定できる可能性がございますので生涯学習課までお問い合わせください。

●早期申請について(今回のご案内)

新1年生に限り、通常申請の前に、早期申請をすることができます。

早期申請(今回募集)【令和7年度の課税状況】

・・・3ヶ月分のみ先に受給できる。

※残りの9ヶ月分の受給には通常申請が必須です。

合わせて2回申請していただくことになります。

通常申請(7月中旬から募集予定)【令和8年度の課税状況】

・・・1年間分の金額をまとめて受給する。

※早期申請者は9ヶ月分の受給

通常申請のみの場合は
手続きは1回



●申請スケジュールについて(以下の2つのパターン)

早期申請+通常申請の場合

パターン①

早期

通常

早期申請募集中



7/24募集締切



9月末までに支給

※4~6月分

7月中旬通常申請募集開始(予定)



9月末頃通常申請募集締切(予定)



1月末までに支給(予定)

※7~3月分

通常申請のみの場合

パターン②

通常

7月中旬通常申請募集開始(予定)



9月末頃通常申請募集締切(予定)



1月末までに支給(予定)

※1年間分

●支給額について

申請パターン別支給額早見表		早期申請+通常申請 (パターン①)		通常申請のみ (パターン②)
		早期申請 (4~6月分) 9月末支給予定	通常申請 (7~3月分) 1月末支給予定	(1年間分) 1月末支給予定
課程	世帯区分			
全 日 制 ・ 定 時 制	生活保護(生業扶助)受給世帯	8,075円	24,225円	32,300円
	住民税所得割額0円	35,925円	107,775円	143,700円
	住民税所得割額 100円以上105,500円未満	11,975円	35,925円	47,900円
	住民税所得割額 105,500円以上182,500円未満	8,982円	26,948円	35,930円
通 信 制	生活保護(生業扶助)受給世帯	8,075円	24,225円	32,300円
	住民税所得割額0円	12,625円	37,875円	50,500円
	住民税所得割額 100円以上105,500円未満	4,207円	12,623円	16,830円
	住民税所得割額 105,500円以上182,500円未満	3,157円	9,473円	12,630円

※通常申請時には、早期申請で受給した金額を差し引いて支給します。

●申請書類の入手方法

- ・学校に申し出て受け取る(県内の高校に在学の場合)
- ・ホームページからダウンロード(印刷可)

●申請書類の提出先について

県内の高校に在学：学校へ申請書を提出してください。

県外の高校に在学：下記問い合わせ先まで直接提出してください。

早期申請募集締切：令和8年7月24日(金)

問い合わせ先 和歌山県教育委員会生涯学習課奨学班
電話番号：073-441-3663